

9 介護保険制度

利用者負担額の軽減

問い合わせ：介護保険課

●高額介護（予防）サービス費の支給

要介護者等が1カ月に支払った介護サービスの利用者負担額が、一定の上限額を超えた場合は、申請により超えた金額を高額介護（予防）サービス費として支給します。ここでの利用者負担額とは、介護サービス利用料の1～3割負担相当額をさし、福祉用具購入費・住宅改修費の1～3割負担額及び施設での食費・居住費・日常生活費などのその他の利用料は対象外となります。

なお、同じ世帯に介護サービスを利用する人が複数いる場合は、世帯全体の利用者負担額が下表の世帯上限額を超えた場合に支給します。

支給の対象となる人には通知でお知らせしますので、申請してください。一度申請すると、その後に該当する高額介護（予防）サービス費は自動的に支給されます。

高額介護サービス費は利用から支給までに5カ月以上かかるため、支給までの間の生活援助を目的とした高額介護サービス費貸付事業も行っております（詳細はお問い合わせください）。

区 分	自己負担の世帯上限額（月額）
現役並み所得者がいる世帯に属する人 （課税所得） 690万円以上	140,100円
現役並み所得者がいる世帯に属する人 （課税所得） 380万円以上 690万円未満	93,000円
現役並み所得者がいる世帯に属する人 （課税所得） 145万円以上 380万円未満	44,400円
市民税課税世帯に属する人	44,400円
市民税非課税世帯に属し、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9万円*を超える人	24,600円
市民税非課税世帯に属し、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9万円*以下の人	（個人負担上限額 15,000円）
生活保護を受けている人	15,000円（個人）

*令和8年8月サービス利用分より82.65万円に変更になる予定です。



利用者負担額の軽減

問い合わせ：国保・高齢者医療課 224-8767
介護保険課

●高額医療合算介護（予防）サービス費の支給

世帯内の同一の医療保険の加入者の方について、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、下表の上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給します（医療保険者からは「高額介護合算療養費」、介護保険者からは「高額医療合算介護（予防）サービス費」として支給します）。

支給の対象となる方には通知でお知らせしますので、申請してください。

基準日（7月31日） の医療保険		後期高齢者医療保険 + 介護保険（75歳以上） 国民健康保険又は被用者保険 + 介護保険 （70歳～74歳の人がある世帯）
高額療養費の 所得区分		
現役並み所得者 （標準報酬月額）83万円以上 （課税所得）690万円以上		212万円
現役並み所得者 （標準報酬月額）53～79万円以上 （課税所得）380万円以上 690万円未満		141万円
現役並み所得者 （標準報酬月額）28～50万円以上 （課税所得）145万円以上 380万円未満		67万円
一般所得者 （標準報酬月額）26万円以下 （課税所得）145万円未満		56万円
低所得者（住民税非課税）	Ⅱ	31万円
	Ⅰ	19万円

基準日（7月31日） の医療保険		国民健康保険又は被用者保険 + 介護保険 （70歳未満の人がある世帯）
高額療養費の 所得区分		
（標準報酬月額）83万円以上 （旧ただし書き所得）901万円超		212万円
（標準報酬月額）53万円～79万円 （旧ただし書き所得）600万円超～901万円		141万円
（標準報酬月額）28万円～50万円 （旧ただし書き所得）210万円超～600万円		67万円
（標準報酬月額）26万円以下 （旧ただし書き所得）210万円以下		60万円
低所得者（住民税非課税）	Ⅱ	34万円
	Ⅰ	

※基準額を超える分が500円以下の場合には支給しません。

※低所得者Ⅰに該当される場合で介護サービス利用者が世帯に複数いる場合は、介護保険からの支給分については低所得者Ⅱの基準額を適用して算出します。

※申請窓口は、基準日（7月31日）に加入していた医療保険の窓口です。被用者保険（会社の健康保険組合等）に加入していた方は、事前に介護保険課で「自己負担額証明書交付申請」をしていただく必要があります。

9 介護保険制度

利用者負担額の軽減

問い合わせ：介護保険課

●特定入所者介護（予防）サービス費（負担限度額）

介護保険施設に入所したり、短期入所（ショートステイ）サービスを利用した時は、サービス利用料（1～3割）のほかに、「食費」・「居住費（滞在費）」が自己負担となります。この「食費」・「居住費（滞在費）」が、所得の少ない人にとって過重な負担とならないよう、別表のとおり所得に応じた「負担限度額」を設定し、この額を超えた分について介護保険制度で特定入所者介護（予防）サービス費として施設に給付することで、負担の軽減が図られます。

なお、特定入所者介護（予防）サービス費の利用には、介護保険課に申請し、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、この認定証を施設に提示する必要があります。

対象となるサービス

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設
- ・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）
- ・（介護予防）短期入所生活介護（ショートステイ）・（介護予防）短期入所療養介護（ショートステイ）

軽減対象者

軽減を受けられるのは、次の3つの全てに該当する人です。

1. 本人及び同一世帯の人全てが市町村民税非課税者であること
2. 本人の配偶者（別世帯も含む）が市町村民税非課税者であること
3. 預貯金額が年金収入額等に応じて、別表の金額（配偶者がいる場合は、1,000万円を上乗せした金額）以下であること

申請に必要なもの

- ・介護保険負担限度額認定申請書
- ・印鑑（認印でも可）
- ・預貯金、有価証券に係る通帳等の表紙及び残高の写し（本人、配偶者分）
原則として、申請日の2カ月前までの記載があるもの

注意事項

- ・認定された方には負担限度額認定証を交付しますので、必ず施設等へ提示してください。
- ・認定になった場合は、申請した月の初日に遡って軽減が適用されます。
- ・この制度は年度毎の更新制です。有効期間満了後、引き続き認定の適用を受けるためには、更新のお手続きが必要となります。毎年有効期間満了の約2カ月前に更新のご案内をお送りしていますので、期日までに申請してください。



〈令和 8 年 8 月から〉

利用者 負担段階	審査要件	
	年金収入額等※ 1	預貯金額合計（配偶者も含む）※ 2
第 1 段階	生活保護の受給者	
	老齢福祉年金受給者	1,000 万円以下（2,000 万円以下）
第 2 段階	82.65 万円以下の場合	650 万円以下（1,650 万円以下）
第 3 段階①	82.65 万円を超え 120 万円以下の場合	550 万円以下（1,550 万円以下）
第 3 段階②	120 万円を超える場合	500 万円以下（1,500 万円以下）
第 4 段階	上記以外の人※ 3	

利用者 負担段階	食費の負担 限度額 （日額）	居住費の負担限度額（日額）						
		ユニット 型個室	ユニット 型個室の 多床室	従来型個室		多床室Ⅰ	多床室Ⅱ	多床室Ⅲ
				特養等	老健・ 医療院等	特養等	老健・ 医療院 （室料を徴収 する場合）	老健・ 医療院 （室料を徴収 しない場合）
第 1 段階	300 円 【300 円】	880 円	550 円	380 円	550 円	0 円	0 円	0 円
第 2 段階	390 円 【600 円】	880 円	550 円	480 円	550 円	430 円	430 円	430 円
第 3 段階①	680 円 【1,030 円】	1,370 円	1,370 円	880 円	1,370 円	430 円	430 円	430 円
第 3 段階②	1,420 円 【1,360 円】	1,470 円	1,470 円	980 円	1,470 円	530 円	530 円	430 円
第 4 段階	負担限度額なし							

【 】内は短期入所生活介護・短期入所療養介護を利用した場合の負担限度額

- ※ 1 年金収入額等＝課税年金収入額＋非課税年金収入額＋合計所得金額（年金の所得金額を除く）
- ※ 2 40～64 歳は年金収入額等に関わらず、預貯金額は単身 1,000 万円以下（配偶者がいる場合は両者で 2,000 万円以下）であることが要件になります。
- ※ 3 市町村民税課税による却下の方のうち、介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、在宅に残されたご家族が生計困難に陥る場合、一定要件を満たすと特例措置が適用になる場合があります。詳細や要件については、介護保険課にお問い合わせください。

9 介護保険制度

利用者負担額の軽減

問い合わせ：介護保険課

●社会福祉法人等による利用者負担額の軽減

対象者	<p>市民税非課税世帯で、下記の①～⑤の要件を全て満たす人及び生活保護受給者</p> <p>①年間収入が単身世帯で 150 万円以下の人（世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下）</p> <p>②預貯金等が単身世帯で 350 万円以下の人（世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下）</p> <p>③日常生活に供する資産以外に活用可能な資産がない人</p> <p>④負担能力のある親族等に扶養されていない人</p> <p>⑤介護保険料を滞納していない人</p> <p>※生活保護受給者は、個室の居住費のみ全額軽減対象となります。</p>
利用料	<p>社会福祉法人、広域連合が提供する訪問介護、夜間対応型訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス、短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防短期入所生活介護、特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）、第 1 号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業、第 1 号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業におけるサービス及び食費、居住費の利用者負担額を、25%（老齢福祉年金受給者は 50%）軽減します。</p>
申請方法	<p>介護保険課へご相談ください。</p>

●利用者負担援護金の支給（長野市独自制度）

特に生計を維持することが困難な人が介護保険のサービスを利用した場合に、援護金を支給することにより経済的負担を軽減します。

対象者	<p>下記の①または②の要件を満たす人</p> <p>①市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している人</p> <p>②収入資産等を勘案して、利用者負担額を援護しなければ生活保護法の「要保護者」になると認められる人</p> <p>※生活保護受給者は除きます。</p>
利用料	<p>支給対象費用</p> <p>全ての居宅サービス、施設サービスの利用者負担額</p> <p>ただし以下の費用を除く</p> <p>（住宅改修費、福祉用具購入費及び食費、居住費、日常生活費、自費サービスなどの実費負担分）</p> <p>援護金の額</p> <p>1ヶ月の利用者負担額が 3,000 円を超えた場合、その超えた金額を援護金として支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額介護（予防）サービス費が支給される場合は、その支給額を控除します。 ・訪問介護利用者負担額の軽減、社会福祉法人等による利用者負担額の軽減が適用される場合は、これらを適用した後の利用者負担額を対象とします。
申請方法	<p>介護保険課へご相談ください。</p>



●特別地域加算に係る訪問介護等利用者負担額の減額

サービス利用料が15%割増しとなる振興山村等地域（豊栄・大岡・戸隠・鬼無里）に所在する社会福祉法人等による訪問介護等を利用した人の減額制度です。

対象者	市民税本人非課税の人 ※生活保護受給世帯及び訪問介護利用者負担額の軽減、社会福祉法人等による利用者負担額の軽減が適用されている人は除きます。
利用料	訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業を利用した場合に、利用者負担が10%から9%に軽減されます。
申請方法	介護保険課へご相談ください。

●訪問介護利用者負担額の軽減

（障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置）

所得が低い障害者の、介護保険制度への移行による利用者負担の増加を緩和するための軽減制度です。

対象者	障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において、「境界層該当」として、定率負担額が0円となっている人で、次のいずれかに該当することにより、介護保険へ移行する人 ①65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた人であって、65歳に到達したことで介護保険の対象者となった人。 ②特定疾病により、要介護又は要支援の状態となった40歳から64歳までの人。
利用者負担	0%（全額免除）になります。
申請方法	介護保険課へご相談ください。

●利用者負担額の減免

条件	特別な事情があるときに、減免を受けられる場合があります。 ①被保険者または主たる生計維持者が災害により住宅などが著しい被害を受けた場合 ②主たる生計維持者が死亡や心身障害や長期間の入院により収入が著しく減少した場合 ③主たる生計維持者の収入が失業等により著しく減少した場合 ④主たる生計維持者の収入が干ばつ等による農作物の不作などで著しく減少した場合 ※保険金や損害賠償金等により補填される金額を含めたうえで判定を行います。
利用者負担	1～3割の利用者負担額が最高で0%まで減免されます。
申請方法	介護保険課へご相談ください。

9 介護保険制度

●ごみ処理手数料の減免

対象区分	内 容											
紙おむつ等常時使用者・在宅腹膜透析実施者等	<p>市内に住所を有し、「紙おむつ等の常時使用者」又は「在宅における腹膜透析等に伴う多量の医療廃棄物の排出者」で、以下のいずれかに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の要介護又は要支援の認定を受けている人 ・身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている人 <p>※施設入所等により紙おむつ等を「家庭ごみとしてごみ集積所に出さない場合」は対象となりません。（施設によっては、家庭ごみとしてごみ集積所に排出される施設もありますので、入所時にご確認ください）</p> <p>※「紙おむつ等」はリハビリパンツ、尿とりパッド等を含みますが、外出時のみ使用する等、一時的に使用する場合は対象となりません。</p> <p>※「在宅における腹膜透析等に伴う多量の医療廃棄物の排出者」とは、医療廃棄物等を1年間に可燃ごみ（大）30ℓ指定袋で、概ね20枚程度を家庭ごみとしてごみ集積所に出す人が目安となります。</p>											
	<p>家庭ごみ処理手数料の減免策として、「可燃ごみ指定袋」を申請に基づき無料交付します。（原則として、初回時のみ申請が必要）</p> <table border="1" data-bbox="344 1088 1425 1256"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対 象 者</th> <th colspan="2">年間交付枚数（A 又は B）</th> </tr> <tr> <th>A 30ℓ</th> <th>B 20ℓ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紙おむつ等の常時使用者</td> <td>60枚</td> <td>90枚</td> </tr> <tr> <td>在宅における腹膜透析等に伴う多量の医療廃棄物の排出者</td> <td>20枚</td> <td>30枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>※年度途中で申請される場合は、申請月によって交付枚数が異なります。 ※変更申請は、随時受付しますが翌年度からの変更となります。</p>	対 象 者	年間交付枚数（A 又は B）		A 30ℓ	B 20ℓ	紙おむつ等の常時使用者	60枚	90枚	在宅における腹膜透析等に伴う多量の医療廃棄物の排出者	20枚	30枚
	対 象 者		年間交付枚数（A 又は B）									
A 30ℓ		B 20ℓ										
紙おむつ等の常時使用者	60枚	90枚										
在宅における腹膜透析等に伴う多量の医療廃棄物の排出者	20枚	30枚										
<p>初回時には、以下の①～③を持参して申請をしてください。申請内容を確認の上、その場で袋を交付します。（代理人の申請可。土・日曜・祝日を除く）</p> <p>申請場所 市役所生活環境課、各支所</p> <p>ご持参いただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①介護保険被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳のうち所持するもの全て ②紙おむつ又は在宅医療用具の使用が確認できるもの <ul style="list-style-type: none"> ・紙おむつの使用確認：領収書、レシート（申請日以前6カ月以内のもの） ・在宅医療用具の使用確認：医療機関等の公的な証明書 ③窓口に来られる方の本人確認ができるもの：運転免許証等 <p>※一度申請されますと、以降は年度末に翌年度分を配送申請先に配送します。 ※長期入院や施設入所等された場合には、下記までご連絡ください。なお、交付した指定袋の未使用分については、返還していただくことがあります。（要件非該当）</p>												

◎問い合わせ先

生活環境課

224-5035



参考：医療費等の控除

問い合わせ：長野税務署

●医療費控除（確定申告）

◆医療費控除とは

その年の1月1日から12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合には、確定申告を行うことで、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを医療費控除といいます。

◆医療費控除の対象となる医療費の要件

- ①納税者が、自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費であること。
- ②その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費であること。一般的には領収書の領収日によって判断することになります。

◆医療費控除の対象となる金額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{医療費控除額} \\ \text{(最高 200 万円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1年間に支払った} \\ \text{医療費の総計} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{保険金などで} \\ \text{補填される金額※} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{10万円または総所得金} \\ \text{額等の合計額の5\%} \\ \text{(どちらか少ない金額)} \\ \hline \end{array}$$

※高額療養費、福祉医療費、一般の生命保険などで医療費が補填された場合は、その金額を支払った医療費から差し引きます。

◆セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

健康の保持増進及び疾病の予防のため一定の取組（※1）を行っている人が、平成29年（2017年）1月1日から令和8年（2026年）12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために特定一般用医薬品等購入費（※2）を支払った場合には、その年中の医療費控除の特例として一定の金額の所得控除を受けることができます。

この控除は従来の医療費控除との選択適用となり、重複して受けることはできません。

（※1）健康維持管理のため、市や事業主などが実施する次のいずれかの取組をいいます。

- ①特定検診（メタボ健診） ②予防接種 ③定期健康診断 ④健康診査 ⑤がん検診

（※2）医師によって処方される医薬品から、ドラッグストア等で購入できるOTC医薬品に転用された医薬品の購入費をいいます。対象となる医薬品は、下のマークが目印になっています。

セルフメディケーション

税 控除 対象

◆セルフメディケーション税制において控除の対象となる金額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{セルフメディ} \\ \text{ケーション} \\ \text{税制控除額} \\ \text{(最高 8 万 8 千円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1年間の特定} \\ \text{一般用医薬品等} \\ \text{購入費の合計額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{保険金などで} \\ \text{補填される} \\ \text{金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{12,000 円} \\ \hline \end{array}$$

9 介護保険制度

●介護保険の居宅サービスにかかる医療費控除（確定申告）

①医療費控除の対象となる居宅サービス

◆居宅サービス計画（ケアプラン）で次の介護保険の医療系サービス（医療保険での訪問看護も含む）のいずれかが計画された居宅サービスを利用する場合は、医療費控除の対象になります。

	居宅サービス等の種類
医療系居宅サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○（介護予防）訪問看護 ○（介護予防）訪問リハビリテーション ○（介護予防）居宅療養管理指導 ○（介護予防）通所リハビリテーション ○（介護予防）短期入所療養介護 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る。） ○看護小規模多機能型居宅介護（上記の居宅サービスを含む組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く）に限る。）

②上記①と合わせて利用する場合のみ対象となる居宅サービス

◆上記①の医療系サービスと併せて利用する場合のみ、以下の福祉系サービスも医療費控除の対象になります。

福祉系居宅サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護（生活援助が中心である場合を除く。） ○通所介護 ○（介護予防）訪問入浴介護 ○夜間対応型訪問介護 ○（介護予防）短期入所生活介護 ○（介護予防）認知症対応型通所介護 ○地域密着型通所介護 ○（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限る。） ○看護小規模多機能型居宅介護（上記①の居宅サービスを含まない組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く）に限る。） ○総合事業のサービス事業者が実施する介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービス（生活援助中心型のサービスを除く。）
-----------	---

③対象外サービス

医療費控除の 対象外 となる居宅サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○（介護予防）特定施設入居者生活介護 ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○（介護予防）福祉用具の貸与及び購入 ○（介護予防）住宅改修 ○（介護予防）認知症対応型共同生活介護
-----------------------------	---

④対象となる費用の額

居宅サービス費に係わる自己負担額（介護保険給付の対象となるものに係る自己負担額に限る）が控除の対象となります。また、利用限度額を超過した場合は、超過分のうち医療系サービスのみが控除の対象となります。

※ケアプランに医療系サービスが含まれているかは、ケアマネジャーから交付してもらっているサービス利用票で確認していただくか、ケアマネジャーに確認してください。

⑤領収書

確定申告の際は、ご自身で医療費控除の対象金額とサービス内容が記載された領収書を基に、医療費控除の明細書を事前に作成しておく必要があります。

なお、既に発行した領収書がある場合や、所定の様式でなく医療費控除の対象金額がわからない領収書の場合は、居宅サービス計画を作成した事業者名及び医療費控除の対象金額を記載した書面を発行してもらってください。



●介護保険の施設サービスにかかる医療費控除（確定申告）

◆介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の施設サービス費

- ①**対象者** 指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設に入所する人
- ②**対象となる費用の額** 施設サービス費及び食費・居住費に係わる自己負担額の2分の1
- ③**領収書** 施設が利用者に対して発行する**領収書に控除対象となる金額**（施設サービス費の自己負担額の2分の1に相当する金額）が記載されます。

◆介護老人保健施設、介護医療院の施設サービス費

介護老人保健施設、介護医療院の施設サービスに係わる自己負担額及び個室等の特別室の使用料（診察または治療を受けるためやむを得ず支払うものに限られます）は、医療費控除の対象となります。

施設区分	医療費控除の対象費用	備考
介護老人福祉施設	利用料の半額（（自己負担分+食費+居住費）÷2）	食費・居住費は減額後の金額
介護老人保健施設	利用料の全額（自己負担分+食費+居住費）	食費・居住費は減額後の金額
介護医療院	利用料の全額（自己負担分+食費+居住費）	食費・居住費は減額後の金額

なお、介護保険の高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費の申請をしている人は、この高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費の適用後の金額を自己負担額とし、医療費控除を計算します。介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び地域密着型介護老人福祉施設の施設サービス費に係わる高額介護サービス費については、2分の1に相当する金額を医療費の金額から差し引いて計算します。

●おむつの購入費にかかる医療費控除（確定申告）

◆治療、療養に必要なおむつの購入費が条件付きで医療費控除の対象になります。

- ①**対象者** 疾病によりおおむね6カ月以上寝たきり状態にある人でその疾病について医師による治療を継続して行う必要があり、おむつの使用が必要と認められる人。
- ②**添付書類** 医師が発行する「おむつ使用証明書」（有料）が必要です。また、介護保険課又は支所で交付する「おむつ代に係る医療費控除のための確認書交付申請書」（無料）で医療費控除を受けることができる場合があります。要件として、要介護認定を受けていて、「寝たきり度B以上」かつ「失禁への対応としてのカテーテル使用又は尿失禁あり」と記載された対象となる主治医意見書がある人です。なお、当該主治医意見書が対象となるかについては、要介護認定の有効期間と主治医意見書の作成日で確認します。

※確定申告で医療費控除の申告をする場合は、「医療費控除の明細書」の添付が必須になります。医療費の領収書の添付は不要となりますが、税務署からの求めにより領収書の提出または提示が必要になることがあるため、自身で5年間保存する必要があります。

9 介護保険制度

●社会保険料控除

◆介護保険料は、税の社会保険料控除の対象になります。

年金から差し引いた介護保険料【特別徴収】と、納付書や口座振替で納付した介護保険料【普通徴収】で、取り扱いが異なりますので注意が必要です。【特別徴収】分の介護保険料は、本人以外の控除の対象とはなりません。また、【普通徴収】分で口座振替で納付した保険料は、口座名義人のみ、控除の対象となります。

◆社会保険料控除ができる人

徴収方法（支払方法）		申告（社会保険料控除）できる人
特別徴収（年金からの差引き）		被保険者本人のみ
普通徴収	納付書	被保険者本人又は被保険者本人と生計を一にする親族で、実際に保険料を負担した人
	口座振替	口座名義人のみ（ただし、被保険者本人又は被保険者本人と生計を一にする親族に限ります。）

●障害者の所得控除

65歳以上で障害者手帳を持たない認知症又は6カ月以上寝たきりの人について、地域包括ケア推進課から交付する認定書を提出することにより、税額の計算の基礎となる所得から障害の程度に応じ一定額が控除されます。

※税制改正により、年によって制度が変わる場合があります。

◎問い合わせ先

長野税務署（代表）234 - 0111 / 長野市市民税課（直通）224 - 8507
[障害者控除の認定について] 長野市地域包括ケア推進課（直通）224 - 8929

ご存じ
ですか？

とっても便利な 「マイナンバーカード」



マイナンバーカードは、高齢者の皆さんの役に立つ
便利なカードです。

①顔写真付身分証明書として使えます。運転免許証を返納し
ていても安心！

②お近くのコンビニエンスストアで、各種証明書が発行できます。

③健康保険証として利用できます。

※利用登録が必要です。登録方法など詳しくは加入している各健康保険の窓口
へお問い合わせください。

① 健康管理に役立つ！

マイナポータルで自分の特定健診情報や、自分の薬剤情報を確認できます。

② 限度額以上の一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払いが免除
されます。

③ オンラインで医療費控除がより簡単に！

令和4年分以降の確定申告で、1年間を通した医療費通知情報（保険診療分）がマ
イナポータルを通じて取得、自動入力することができます。

◎問い合わせ先

- ◎マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178
- ◎マイナンバーカードの申し込みに関すること
・長野市マイナンバー課 232-3600
- ◎保険証利用登録に関すること
・長野市国保・高齢者医療課 224-5025